

こんな時はどうなるの?というご質問もお受けしていますので、ご遠慮なく!

★年金トピックス～年金基礎知識～その12～

日本と社会保障協定を結んでいる国はどこ?

以下の国々が日本と社会保障協定を締結しており、一定の要件をクリアすれば年金は通算されたり、その国での保険料支払いが免除されます。

- ・ドイツ(2000年2月1日発効) 両国の年金加入期間が通算できます
- ・イギリス(2001年2月1日発効) どちらか一方の年金制度に加入していればよい
- ・韓国(2005年4月1日発効) どちらか一方の年金制度の加入していればよい
- ・アメリカ(2005年10月1日発効) 両国の年金加入期間が通算できます

そのほかに、ベルギー、フランス、カナダとの間で協定が結ばれつつあります。又、オーストラリア、オランダとは現在交渉中です。

尚、アメリカの場合は、医療保険制度も一定の要件で相互利用できます。

上記以外の国の方と結婚なさる場合は、日本国内居住か国外居住かで違ってきます。

国外に住む場合、国民年金の支払い義務は生じませんが、将来の保障がない場合は国民年金の任意加入をして置かれることをお勧めしています。65歳以降に年間約80万円近くが入ってくるのとこないのでは違いますよ。

~~~~~編集後記~~~~~

いかがでしたか?

次回、5月20日のメルマガは、被扶養配偶者についてです。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。

西尾雅枝の年金メールマガジン～どんとこい!年金～

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>
